

事業者の方等がご利用いただける補助金等について、一覧表にまとめました。

なお、一覧表の補助金等の内容については、概略のみの記載となっておりますので、**詳細につきましては必ず各種ホームページ等にてご確認下さい。**

No.	補助金／支援金名称	対象事業者	概要	要件	補助額	申請期間
1	小規模事業者持続化補助金 ＜一般型＞ 相談窓口:03-6634-9307 ※暫定版情報 今後内容が変更になる 可能性があります	小規模事業者 (法人・個人事業者)	小規模事業者等が自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組(例:新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、販路開拓等と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。 ＜補助対象経費＞ ①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、⑤旅費、⑥新商品開発費、⑦借料、⑧委託・外注費	地道な販路開拓等(生産性向上)の取組み 業務効率化(生産性向上)の取組み 等 上記に加え以下の特別枠を拡充 ◆賃金引き上げ特例 ◆インボイス特例	上限 50万円 補助率:2/3 ※賃金引き上げ特例の内、赤字事業者は3/4 賃金引き上げ特例:150万円上乗せ インボイス特例:50万円上乗せ ※上記特例の要件とともに満たす事業者 200万円上乗せ	第17回 【公募期間】 令和7年5月1日～ 令和7年6月13日
2	ものづくり・商業・ サービス生産性向上促進補助金 相談窓口:050-3821-7013		●製品・サービス高付加価値化枠 革新的な新製品・新サービスの開発の取り組みを支援 ＜補助対象経費＞ 機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ●グローバル枠 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みを支援 ＜補助対象経費＞ 上記と同じ。海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ、海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	基本要件①～③を全て満たす補助事業終了後3～5年の事業計画を策定し達成することかつ従業員数21名以上の場合は基本要件④も満たすこと ①付加価値額の増加 ②賃金の増加 ③事業所内最低賃金水準 ④従業員の仕事・子育て両立要件(従業員数21名以上の場合のみ) 上記に加え、のグローバル要件①～④のいずれかに該当すること ①海外への直接投資に関する事業 ②海外市場開拓(輸出)に関する事業 ③インバウンド対応に関する事業 ④海外企業と共同で行う事業	従業員数 5 人以下下限100万円～750 万円 6～20 人 1,000 万円 21～50 人 1,500 万円 51 人以上 2,500 万円 補助率: 中小企業1/2 小規模企業・小規模事業者及び再生事業者 2/3 下限100万円～上限3,000万円 補助率: 中小企業1/2 小規模企業・小規模事業者2/3	第19回 【公募期間】 令和7年4月11日～ 令和7年4月25日
3	三重県エネルギー価格等高騰対応 生産性向上・業態転換支援補助金 相談窓口:059-253-1281 ※暫定版情報 今後内容が変更になる 可能性があります	中堅・中小法人 個人事業者	エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために生産性向上や業態転換を行い、意欲的な経営向上等をめざす取組を支援する ＜補助対象経費＞ 広報費、展示会等出展費、開発費、借料、機械装置等費、外注費	三重県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業等(三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者)で、エネルギー価格等高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換の取組を実施する者。従業員の賃金引き上げをする事業者には加点あり。	下限50万円～上限200万円 補助率:1/2	第2回 【公募期間】 令和7年6月上旬 公募予定
4	三重県版経営向上計画実施支援補助金 相談窓口:0596-25-5155	中堅・中小法人 個人事業者	三重県版経営向上計画のステップ2または、ステップ3の認定を受けた事業所が、認定された経営向上計画に基づき実施する経営課題の解決に向け行う事業 ＜補助対象経費＞ ①機械装置等費②広報費③開発費④マーケティング調査費⑤外注費	① 伊勢市内に主たる事業所(※)がある中小企業または小規模事業者 ※法人:伊勢市内に本社があること ※個人:伊勢市内に居住していること ② 三重県版経営向上計画の「ステップ2」または「ステップ3」の認定を受けていること	上限 20万円 補助率:1/2 ※本補助金の利用については、ステップ2、ステップ3それぞれ通算1回(計2回まで)。	【申請・事業実施期限】 令和8年1月31日迄

No.	補助金／支援金名称	対象事業者	概要	要件	補助額	申請期間
5	IT導入補助金2025 相談窓口:0570-666-376	中堅・中小法人 個人事業者	●通常枠 中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するため、生産性向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業に要する経費の一部を補助。 ＜補助対象経費＞ ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、導入関連費 ●インボイス枠 インボイス対応類型 インボイス制度への対応を強力に推進するため、「通常枠」よりも補助率を引き上げて優先的に支援する。 ＜補助対象経費＞ ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費	(ア) 交付申請時点において、日本国内で法人登記(法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること。)され日本国内で事業を営む法人又は個人であること。 (イ) 交付申請の直近月において、申請者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること。 (ウ) GビズIDプライムを取得していること。 ※一部抜粋。詳細は公募要領参照	・ITツールの業務プロセスが 1～3つまで:5万円～150万円未満 4つ以上:150万円～450万円以下 補助率:1/2以内 ※3か月以上、地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員の30パーセント以上であることを示した場合は、2/3以内 ソフトウェア購入費・導入関連費: 下限なし～350万円 補助率:2/3～4/5以内 PC・タブレット等: 下限なし～10万円 レジ・券売機: 下限なし～20万円 補助率:1/2以内 ※ハードウェア購入費の補助率は1/2以内	【申請期限】 1次締切: 令和7年5月12日(月) 2次締切: 令和7年6月16日(月) 3次締切: 令和7年7月18日(金)
6	中小企業省力化投資補助金 相談窓口:0570-099-660 三重県省力化補助金事務局 059-227-6767		人手不足に悩む事業者の省力化投資を促進し、賃上げに繋げることを目的とする。 導入したい省力化設備がカタログに掲載されている場合は「カタログ注文型」を選択 カタログにない省力化設備や、生産・業務プロセスに最適化されたオーダーメイド設備の導入を計画している場合は、「一般型」を選択する。 ＜カタログ型補助対象経費＞ 省力化製品の設備投資における(1)製品本体価格、(2)導入に要する費用(導入経費)の2つが補助対象経費となる。 ただし、借用(賃貸借契約を指し、ファイナンス・リース取引は除く。以下同じ。)に要する経費を補助対象として補助金の申請を行う場合、(2)は当該申請において補助対象とすることはできない。また、(2)のみを補助対象経費として申請することや、1回の交付申請で複数種類の製品を申請することはできない。 ＜一般型補助対象経費＞ 機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費	＜カタログ型＞ ①労働生産性の向上目標 ②賃上げの目標 ＜一般型＞ ①労働生産性の向上目標 ②賃上げの目標 ③事業場内最低賃金水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)	従業員数5人以下 200万円(300万円) 6～20人 以下500万円(750万円) 21人以上 1,000万円(1,500万円) (上記カッコ内の金額は大幅な賃上げを行う場合) 補助率:1/2以下※ ※省力化製品の購入価格が製品毎に設定された補助上限額の2倍を上回る場合、補助率は1/2未満となる。 従業員数5人以下 750万円(1,000万円) 6～20人 1,500万円(2,000万円) 21～50人 3,000万円(4,000万円) 51～100人 5,000万円(6,500万円) 101人以上 8,000万円(1億円) 大幅賃上げ特例(補助上限額を250～2,000万円上乗せ(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。)) 補助率: 中小企業 1/2、小規模・再生 2/3 ※ 補助金額 1,500万円までは 1/2 もしくは 2/3。補助金額1,500 万円を超える部分は 1/3。	【申請期限】 随時受付中 補助事業期間:原則、交付決定日から12か月以内 第17回 【公募期間】 令和7年4月25日～ 令和7年5月30日
7	中小企業新事業進出補助金	中堅・中小法人 個人事業者	既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる取組みを支援する。 事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること。 ＜補助対象経費＞ 機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費	①新事業進出指針に示す「新事業進出」の定義に該当する事業であること ②付加価値額の増加 ③給与支給総額の年平均成長率増加 ④地域別最低賃金+30円以上の水準 ⑤次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 ⑥金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること。	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 補助率:1/2 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)	【申請期限】 令和7年4月22日～ 令和7年7月10日